

# 岩沼市国土利用計画（第六次）

岩 沼 市

## 目 次

前文 .....	1
<b>第 1 市土の利用に関する基本構想 .....</b>	<b>2</b>
1 市土利用の基本的な考え方 .....	2
(1) 本市の概要 .....	2
(2) 市土利用の基本理念 .....	2
(3) 市土利用の基本方針 .....	3
2 利用区分別の市土利用の基本方向 .....	5
(1) 農地 .....	5
(2) 森林 .....	5
(3) 水面・河川・水路 .....	5
(4) 道路 .....	6
(5) 宅地 .....	6
(6) その他 .....	7
(7) 市街地（人口集中地区） .....	8
<b>第 2 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及び地域別の概要 .....</b>	<b>9</b>
1 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標 .....	9
(1) 基準年次及び目標年次 .....	9
(2) 目標年次における人口 .....	9
(3) 利用区分 .....	9
(4) 目標設定の考え方 .....	9
(5) 目標年次における規模の目標 .....	9
2 地域別の概要 .....	11
(1) 地域区分 .....	11
(2) 地域別土地利用の概要 .....	12
<b>第 3 第 2 に掲げる事項達成に向けた必要な措置の概要 .....</b>	<b>15</b>
1 国土利用計画法等の適切な運用 .....	15
2 地域整備施策の推進 .....	15
3 市土の保全と安全性の確保 .....	15
4 環境の保全と美しい市土の形成 .....	15
5 土地の有効利用の促進と土地利用転換の適正化 .....	16
(1) 農地 .....	16
(2) 森林 .....	17
(3) 水面・河川・水路 .....	17

(4) 道路 .....	17
(5) 宅地 .....	17
(6) その他 .....	18
(7) 大規模土地利用.....	18
6 多様な主体との連携・協働による市土管理の推進 .....	18
7 市土に関する調査の推進と成果の普及啓発 .....	19
8 定期的な見直し.....	19

参考資料

## 前 文

この計画は、国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）第 8 条の規定に基づき、岩沼市の区域における国土（以下「市土」という。）の利用に関し、長期にわたり適正な土地利用を確保するために必要な事項を定めるもので、土地の総合的かつ計画的な利用を図るための指針となる計画です。

宮城県国土利用計画（第六次）を基本とするとともに、岩沼市総合計画に即して策定します。

なお、上位関連計画、関連法の改定や今後の社会経済情勢の変化等に対応して、必要に応じて臨機応変に対応するものとします。

### 《参考》国土利用計画法（抜粋）

#### （基本理念）

第 2 条 国土の利用は、国土が現在及び将来における国民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることにかんがみ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを基本理念として行うものとする。

#### （市町村計画）

第 8 条 市町村は、政令で定めるところにより、当該市町村の区域における国土の利用に関し必要な事項について市町村計画を定めることができる。

2 市町村計画は、都道府県計画が定められているときは都道府県計画を基本とするものとする。

# 第1 市土の利用に関する基本構想

## 1 市土利用の基本的な考え方

### (1) 本市の概要

本市は、宮城県の中央部、仙台市の南 17.6km に位置し、市域は、東西で最大約 13km、南北で最大約 10km、総面積 60.45k m<sup>2</sup>の都市です。西部の丘陵地域から東部の太平洋岸に至るまで広々と続く平野が展開し、南部の市境には、阿武隈川が東流し太平洋に流入しています。

また、JR の東北本線と常磐線の合流点、国道 4 号・6 号の合流点であり、さらに東北地方の空の玄関口となる仙台空港が所在するなど、交通の要衝となっています。

本市は、かつて「門前町」、「宿場町」、「城下町」として栄えてきたまちですが、その後、輸送交通の利便性の高さから大小の企業が進出し、工業都市の性格も加わり商工業都市として発展してきました。

令和 6 年度からは新たな岩沼市総合計画のもと、市民の健やかな暮らしと活力を支えるとともに、次代を担う人づくりと地域の文化を育むことにより、市民一人ひとりが輝き、魅力的な岩沼市となるよう、将来像「ひとが集い 輝くまち いわぬま」の実現に向けたまちづくりを進めています。

### (2) 市土利用の基本理念

土地は国民のための限られた貴重な資源であるとともに、現在そして将来の人々の生活や農・商・工業などの生産活動を営む上で不可欠な基盤です。人口減少や環境問題などの全国的な課題を踏まえ、適正かつ有効に利用していく必要があります。

本市は、これまで東日本大震災からの復興や地方創生による取組を加速するため、移住・定住の推進などに取り組み、自然環境や農地との調和を図りながら市街地における住環境の整備や新たな産業の誘致に資する土地利用を進めてきました。

急激な人口減少・少子高齢化の進展や頻発する自然災害をはじめとする環境問題の深刻化、住民の価値観の多様化など社会情勢が変化中、土地利用に関する状況も従前とは変化しています。

こうした状況を踏まえ、自然環境を適正に保全しつつ、本市が有する交通利便性等の好立地条件や道路、公園等の既存の都市施設を活用しながら、仙台都市圏南部ゾーンの中心にふさわしい拠点都市として求められる住宅地

を備えたまちへと転換を図っていく必要があります。同時に、災害リスクへの対応を含めた質の高い安全・安心な生活環境を創出し、市の活力を維持・創出していくための地域の特性を生かした均衡ある発展につなげ、本市が目指す将来像の実現に寄与する土地利用を図っていきます。

### (3) 市土地利用の基本方針

市土地利用の基本理念を踏まえ、本市が目指す市土地利用の基本方針を次のとおり定めます。

#### ① 市民の生命・財産を守る安全・安心な土地利用の推進

東日本大震災以降、本市では誰もが安全・安心に生活できる都市であり続けるために、沿岸部での防潮堤や嵩上げ道路を整備するとともに、減災機能を有し津波の教訓を後世に伝える千年希望の丘等の整備を進めてきました。

一方、自然災害は激甚化・頻発化しており、地震・津波のほか、地球温暖化に伴う気候変動に起因する豪雨災害や土砂災害が発生する危険性は高まっていることから、河川流域における治水対策や農地の排水機能の確保、橋梁の耐震化・長寿命化等を通じた交通基盤の維持に努めることにより、大規模自然災害からの脆弱性を克服し、安全・安心な都市環境の整備を目指します。

#### ② 人口増に向けた取組や産業振興に適応可能な土地利用の推進

全国的な人口減少社会の中、本市においては、活力を維持し持続的に発展していくため、人口の確保や産業振興に資する計画的な土地利用を図ります。

特に、人口増につなげるために、既成市街地縁辺部の幹線道路の交通利便性の高いエリアを中心に、住宅市街地の拡大を図ります。

また、岩沼駅周辺においては、高度利用を促進しながら人が集いにぎわう商業・サービス機能を集積し、仙台空港周辺や岩沼インターチェンジ周辺においては、それぞれの立地特性を生かしながら産業の更なる振興に向けて周辺環境に配慮した産業用地の集積、拡大を図ります。仙台空港周辺地域においては、賑わい創出や新たな魅力づくりのため「仙台空港周辺地域活性化施設（仮称空の駅）」の実現に向けた取組を推進します。

### ③ 持続可能な土地利用の推進

人口減少・少子高齢化の進展や行財政運営の厳しさが増す中で、将来にわたって本市が持続可能な都市であり続けるために、森林や農地などの自然的土地利用を適正に保全しつつ、計画的な都市的土地利用を図ります。

住宅や各種都市機能、道路などのインフラが整った市街化区域を中心とした既成市街地では、空家や空地の利活用などの既存ストックの適切な維持・管理と有効活用を促進し、生活環境の質的向上を図ります。

また、市の活力を維持・創出するコンパクトで機能的なまちづくりを進めるため、市街化調整区域においては、農業の将来のあり方を担い手と共に定め、地形、集落に適した土地利用を図るとともに、既存の市街化区域に隣接する地域においては、今後の住宅需要に対応する地域の選定及び土地利用の転換を検討します。

### ④ 自然・歴史・文化などの地域資源と調和した土地利用の推進

本市の市街地はほぼ中央に形成されており、西部の千貫山丘陵から東部の太平洋に至るまで平野が広がり、南部には阿武隈川が流れるなど豊かな自然環境に恵まれているほか、竹駒神社や金蛇水神社、武隈の松、原遺跡、貞山掘といった歴史や文化を今に伝える環境があります。

そのため、このような自然資源及び歴史資源が創出する環境や景観を適正に保全するとともに、観光資源としての活用を図ることで、地域の魅力向上に努めます。併せて、これらの資源の価値を最大限に引き出すための環境整備を図ります。

## 2 利用区分別の市土利用の基本方向

### (1) 農地

農地は、食料の安定供給を図るための生産基盤の1つであり、今後もその機能を維持・保全していくことが求められます。

また、農地は農業生産の場としてだけでなく、水田の遊水機能や生態系の保護、良好な農村景観の形成など、市土の保全や質的向上に係る多面的な役割を担っています。

そのため、農業振興地域の整備に関する法律等の関係法令の適切な運用によって優良農地の確保を図るとともに、農業経営の高度化や多角化など、農地の効率的な利用と生産力の向上に努める一方、岩沼市総合計画を実現するため、適正な規模での都市的土地利用を行うものとします。

なお、今後も、耕作放棄地の増加が懸念されることから、新たな担い手を確保するとともに、積極的な利用と適切な管理を促進し、農地が有する多面的機能の維持・保全に努めます。

### (2) 森林

森林は、市民生活におけるゆとりや安らぎを提供する機能を有するとともに、水資源のかん養や温室効果ガスの吸収機能による環境負荷の軽減、植林による災害防止や健康増進・レクリエーション活動の場など、環境・厚生資源としての公益的機能を有しています。また、沿岸部においては、津波による被害や塩害の軽減等に寄与する海岸防災林の適正な管理を引き続き行う必要があります。

森林が有するこれらの多面的機能を将来にわたって享受できるよう、必要な森林の確保と保全、並びに必要な整備に努めます。

なお、西部丘陵地の一部においては、近隣の土地利用動向を踏まえながら、地域経済牽引事業（地域未来投資促進法）の用に供する将来の新たな産業用地等の都市的土地利用への活用について検討を進めます。

### (3) 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、水資源の確保、水害防止、農業用排水路の整備に要する用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新を通じて、既存用地の持続的な利用を図ります。

特に、沿岸部や市街地において水害の恐れがある地域では、市民の生命や財産を守るため、排水機能の向上や河川沿岸の適正管理など、総合的な治水

対策を進め、安全・安心な市土の形成を目指します。

また、整備に当たっては、流域の特性に応じた健全な水循環系の構築等を通じ、水質の保全などの自然環境の保全・再生に配慮するとともに、自然の水質浄化作用や多様な生物の生息・生育環境、生活に潤いを与える貴重なオープンスペースなど、多様な機能の維持・向上を図ります。

「貞山堀」については、本市が有する貴重な歴史的土木遺産であることから、文化的景観との調和に配慮しながら、適切な整備・活用を図ります。

#### (4) 道路

一般道については、地域間の交流・連携を促進し、市土の有効利用及び良好な生活・生産基盤の整備を進めるため、必要な用地の確保を図るとともに、適切な維持管理・改修等を通じて、持続的な利用を図ります。

市街地及びその周辺における一般道の整備については、市民の生活利便性の増進に向けて、バリアフリー対策や歩道整備など、安全性及び快適性の向上に努めるとともに、周辺環境との調和を図りながら景観や安全性に配慮した人にやさしい道づくりに努めます。

農林道については、地域住民の生活環境及び自然環境の維持・保全に十分配慮しながら、農林業の生産性の向上及び農林地の適正な管理につながるよう、適切な維持管理・改修等を図ります。

#### (5) 宅地

##### ① 住宅地

人口減少社会の中にあっても、活力のある持続可能な都市を目指し、シティプロモーションの強化、子育て環境の充実、移住・定住の推進、市街地整備などによる人口増を図るため、住宅地については市内外から選ばれる住環境の実現と秩序あるコンパクトな市街地の形成を目指すことを基本としつつ、社会情勢の変化に応じた需要を見極め、適正な規模で宅地を確保していきます。

そのため、交通の要衝、充実した子育て支援などの本市の優位性を最大限に生かした移住・定住の促進を図るとともに、既成市街地を中心とした住宅ストックの耐震化や不燃化、環境性能の増進など、住宅の質的向上を図るとともに、周辺的生活関連施設の計画的な整備・充実を促進します。また、多くの市民が生活する既成市街地においては、空き地等の未利用地や空き家等の有効活用により土地利用の高度化を推進するとともに、オープンスペースの確保などにより、地震や大規模火災などに対する防災機能の向上

を図り、安全・安心で快適な居住環境の形成を目指します。

郊外集落地においては、周辺の農地や森林など自然的土地利用との調和を図りながら、居住環境の維持・改善に配慮した住宅地を形成します。

なお、幹線道路等の骨格的な基盤整備が進んだ既成市街地周辺部においては、新たな人口増を受け入れる住宅地の確保について、社会情勢の変化に応じた需要を見極めながら推進していきます。

## ② 工業用地

工業用地については、本市の活力を支える重要な産業用地であるとともに、市民の雇用の場として重要な役割を果たしていることから、引き続き雇用の創出や操業環境の保全と利便性の向上に向け、需要に応じた適正な規模での土地の確保を図ります。

また、広域交通の骨格となる国道や鉄道をはじめ、空港から高速道路まであらゆる交通網を有する利便性の高い都市として、その優位性を最大限に生かし、新しい分野の企業誘致を含めた産業振興を図ります。

特に、国際社会への玄関口でもある仙台空港周辺においては、空港の民営化等を契機に旅客や貨物の増加による経済効果が期待されることから、その強みを生かした周辺地域の活性化の実現に資する土地利用を引き続き推進します。岩沼インターチェンジ周辺の農地においては、広域交通の利便性を生かした流通産業用地等への土地利用転換を推進します。

## ③ その他の宅地

事務所、店舗用地を含むその他の宅地については、市民生活の利便性向上と賑わいのある市街地環境の形成に向けて、既成市街地における土地利用の高度化や商業の活性化を通じ、都市活力の維持・向上を図ります。

整備に当たっては、まとまった土地利用に適した用地が不足していることから、空き店舗等の再生・活用や既存商業地への立地促進に配慮しながら、高い交通利便性と岩沼インターチェンジ周辺をはじめとする開発適地を有するエリアを対象に土地利用の高度化を図りつつ、市民の雇用の場や生活環境の向上に資する市民のニーズに対応した機能の集積を図っていきます。

## (6) その他

文教施設、公園緑地、環境衛生施設、厚生福祉施設、交通施設等の公用・公共用施設の用地については、市民生活上の重要性と国際化、高度情報化、少子高齢化等の社会的動向を背景としたニーズの多様化を踏まえ、景観及び環境の保全に配慮して、必要に応じた土地の確保に努めます。

施設の整備に当たっては、耐震化・不燃化をはじめとする耐災性の確保と災害時における施設の活用に配慮するとともに、コンパクトな市街地の形成に資する機能集約の観点から、既成市街地内の空き家・空き店舗の再生利用や街なかへの立地促進に配慮します。

丘陵地帯及び沿岸部については、自然環境及び景観の保全に努めるとともに、市土の保全と安全性の向上に資する土地利用を図ります。

また、沿岸部の防災集団移転跡地については、レクリエーション施設や産業施設等の新たな土地の利活用を進めます。

#### (7) 市街地（人口集中地区）

市街地（人口集中地区）については、人口減少社会を踏まえ、多くの市民が生活する高密度市街地に必要な公共投資を集中することで、生活サービスの質の維持・向上を図ります。併せて、住宅、店舗、公共・公用施設などの既存ストックの活用を基本に、都市機能の充実を図りながら、適正な規模への集約化を目指すことにより、道路や上下水道をはじめとする都市基盤の整備、維持・管理にかかる“都市経営コスト”の削減を進めます。

## 第2 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及び地域別の概要

### 1 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

#### (1) 基準年次及び目標年次

本計画の基準年次は令和5年（西暦2023年）とし、目標年次は、10年後の令和15年（西暦2033年）とします。

#### (2) 目標年次における人口

目標年次における人口は45,000人に設定します。

#### (3) 利用区分

市土の利用区分は、農地、森林、原野等、水面・河川・水路、道路、宅地及びその他の地目別区分並びに市街地（人口集中地区）の8区分とします。

#### (4) 目標設定の考え方

市土の利用区分ごとの規模の目標については、目標年次における将来人口や利用区分の土地利用面積の推移、既定計画に基づく具体的事業の動向を考慮しながら、利用区分別に必要な土地の面積を予測し、将来都市像の実現に向けた適切な値を設定します。

#### (5) 目標年次における規模の目標

市土利用の基本方針に基づき、目標年次における利用区分ごとの目標を次表のとおり定めます。

なお、ここで示す目標値については、今後の社会経済情勢等の動向を踏まえて、弾力的に解釈するものです。

《市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標》

(単位：ha)

	令和5年 (2023年) 基準年	令和15年 (2033年) 目標年	基準年と 目標年の 比較	
農地	1,499	1,356	-143	
	24.8%	22.4%	-9.5%	
	田	1,240	1,102	-138
	20.5%	18.2%	-11.1%	
畑	259	254	-5	
	4.3%	4.2%	-1.9%	
森林	1,372	1,367	-5	
	22.7%	22.6%	-0.4%	
原野等	0	0	—	
	0.0%	0.0%	—	
水面・河川・水路	577	577	0	
	9.5%	9.5%	0.0%	
道路	451	460	9	
	7.5%	7.6%	2.0%	
宅地	1,057	1,179	122	
	17.5%	19.5%	11.5%	
	住宅地	536	579	43
		8.9%	9.6%	8.0%
工業用地	149	225	76	
	2.5%	3.7%	51.0%	
その他の宅地	372	374	2	
	6.2%	6.2%	0.5%	
その他	1,089	1,106	17	
	18.0%	18.3%	1.6%	
合計	6,045	6,045	—	
	100.0%	100.0%	—	
うち市街地	731	753	22	
	12.1%	12.5%	3.0%	

- 注) 1. 道路は、一般道路、農道及び林道である。  
 2. 市街地とは、国勢調査における人口密度の高い地区（人口集中地区）である。  
 なお、令和5年の市街地面積は、令和2年国勢調査結果による。  
 3. 合計値との整合を図るため、一部端数処理等により調整している。  
 4. 「基準年と目標年の比較」列の%値は、「令和5年」の面積に対する「令和15年」  
 の面積の増減率により算出した。

## 2 地域別の概要

前項で設定した市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標を踏まえ、目標年次となる令和 15 年における規模の目標の地域別の概要を明らかにします。

### (1) 地域区分

地域の区分は、土地利用の現状及び経済的、歴史的、その他の立地条件を勘案し、市域をほぼ東西方向に 3 分割し、西部地域、中央部地域、東部地域の 3 地域区分とします。

#### 【西部地域】

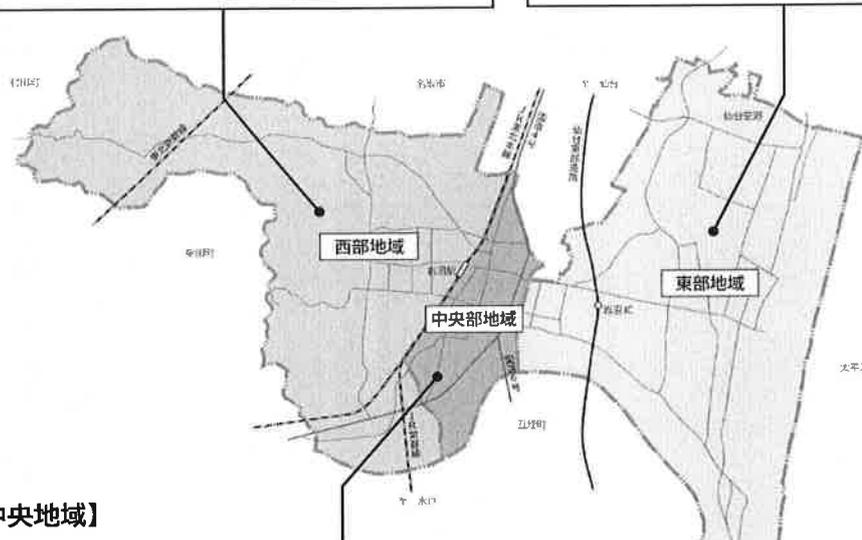
原、玉崎上・下、根方南・北、北長谷南・北、松ヶ丘第一・第二、三色吉南、千貫団地、三色吉中、平等団地、三色吉北、長岡上・下、小川上・下、志賀上・中・下、栄町北・中央・南・東、土ヶ崎第一北・南、土ヶ崎第二、土ヶ崎第三北・南、たけくま第一西・東、たけくま第二西・東、たけくま第三、朝日西、朝日東第一・第二

#### 【東部地域】

寺島、早股上・中・下一・下二、押分、里の杜北・南、押分団地、林一・二、下野郷上・下、矢野目上・中・下一・下二、玉浦西一丁目、玉浦西二丁目、玉浦西三丁目西・東、玉浦西四丁目、恵み野西・東、相野釜、藤曾根、二野倉、長谷釜、蒲崎北・南、新浜

#### 【中央地域】

吹上第一西・東、吹上第二・第三、桑原第一・第二・第三・桑原西、阿武隈、阿武隈団地、藤浪西・東、本町第一・第二、稻荷町、二木第一・第二、大手町、中央一丁目第一・第二・第三、桜第一南・西・東、桜第二・第三・第四・第五、中央二丁目、館下第一・第二、中央三丁目第一・第二、相の原団地、末広、相の原、相の原第二・第三、中央四丁目第一・第二・第三、梶橋



## (2) 地域別土地利用の概要

### ① 西部地域

西部地域は、阿武隈山地が北へ向かって存する位置にあり、なだらかな丘陵を形成しています。

丘陵の東南部に立地するグリーンピア岩沼は、“健康増進施設・生涯学習施設”として市民の学びや憩いの場として利用されており、交流人口の拡大に向けた活用が期待されています。

本地域の特徴でもある丘陵地帯の森林については、市民の意向を踏まえながら、保全するエリアと活用を図るエリアを明確にし、市民、所有者、行政など、多様な主体の協働・連携による森林の維持、保全及び育成に努めながら、必要に応じて豊かな自然環境を活用した観光・レクリエーションの場としての整備を推進します。

また、丘陵地帯に点在する既存集落においては、コミュニティの維持や活力の向上に資する生活環境の整備を促進します。

丘陵地の一部においては、近隣の土地利用動向を踏まえながら、地域経済牽引事業（地域未来投資促進法）などの用に供する将来の新たな産業用地としての活用やその環境整備について検討を進めます。

平坦地は、土地区画整理事業などの面的整備によって、住宅地を中心とした新市街地が形成されており、幹線道路沿道には大型商業施設も立地するなど、生活利便性の高い良好な住環境が整備されています。中央部地域とともに、本市が目指すコンパクトシティの中核を成すエリアとなることから、今後も良好な住環境の維持・保全を図るとともに、市街地の高度利用に向けた取組を推進します。

一方で、昔からの住宅地周辺においては、依然として道路などの都市基盤が充足していないエリアも見られることから、住民をはじめ多様な主体との連携を図りながら観光資源の最大限の活用を視野に入れた環境整備を図るとともに、狭隘道路の改良等に取り組みます。

市街地周辺に広がる農地については、農業経営の高度化、多角化に向けた取組を進める一方で、交通の利便性を背景とした新たな住宅地等の土地利用需要が見込まれることから、適正な宅地規模のあり方を見極めながら、既成市街地との一体性や連担性を踏まえ、市街化区域への編入などを検討し、良好な市街地形成に取り組みます。また、地域経済の活力維持を図るための市街化調整区域における地区計画の検討を進めます。加えて、鉄道沿線における住宅地開発等と合わせて、地域交通の利便性向上につながる交通体系のあり方について総合的に検討を進めます。

なお、中央部地域南部に形成されている既存の大規模工業地と隣接する国

道4号沿いについては、沿道利用型の土地利用を目指し、中央部地域とともに新たな企業誘致に向けた取組を進めます。

### ② 中央部地域

中央部地域は、東北本線及び常磐線の結節点であり、また、主要幹線道路である国道4号及び6号の合流点にあたることから、交通の要衝としての特性を有しています。

旧来から市の中心地区として商工業や官公署などの施設が集積しており、それらの施設が住宅地と混在しながら市街地を形成しています。

本地域は、本市が目指すコンパクトシティの中核を成す地域であり、引き続き都市機能の集積を促す環境整備を推進しながら、市民の生活利便性の向上に資する土地の高度利用を図ります。

また、多くの市民が居住する住宅地としての役割も担っていることから、将来にわたって良好な住環境を確保していくため、狭隘な生活道路の改良、生活に潤いを与えるオープンスペースや自然的土地利用の確保・保全など、都市基盤の整備を推進します。

これまで中心的な商圈を形成してきた中央通り商店街については、車社会の進展や市民ニーズの多様化、消費スタイルの変化に伴って、大規模店へ顧客が流出しています。中心市街地と郊外大型店舗とが共存できるように、地域住民の身近な交流・ふれあいの場として、また、人が集い賑わいを生み出す中心的な市街地として、本地域の特徴を生かした街並み景観の形成や空き店舗・未利用地等の利活用、安全・安心な市街地環境づくりなどに取り組みます。

市の玄関口のひとつであるJR岩沼駅周辺については、駅前広場や図書館を整備しましたが、居住機能の導入を含め、引き続き魅力と賑わいのある都市景観の形成を図ります。

地域南部に形成されている既存の大規模工業地については、本市の活力を支える重要な産業用地として、現行の操業環境の維持・改善に努めます。

### ③ 東部地域

東部地域は、太平洋に面した平坦な土地であり、水田を中心とした農地、三軒茶屋地区の既成市街地、二野倉及び矢野目工業団地（仙台空港岩沼臨空工業団地）や仙台空港用地など、多様な土地利用が展開されています。東日本大震災の大津波によって甚大な被害を受けた地域でもあることから、防災集団移転跡地を活用し、千年希望の丘などの整備が進められましたが、点在する小規模な跡地の利活用が課題となっています。

本地域に広がる農地については、積極的な利用に基づく優良農地の保全と

ともに、農業経営の高度化、多角化など、農地の効率的な利用と生産力の向上に努めます。

三軒茶屋地区の既成市街地については、本地域の中心として、自然環境や教育環境の保全に配慮した土地利用を図ります。

一方、市街化区域に隣接する幹線道路等の骨格的な都市基盤施設が整備された地区では、今後の本市への人口増を受け入れる住宅用地として、適正な土地利用転換に向けた市街化区域への編入に取り組むとともに、良好な住環境の形成や地域コミュニティを維持するために地区計画導入の検討を進めます。

本地域の北に位置する空港周辺地区については、空港・鉄道・高速道路など、あらゆる交通網を有する優位性を最大限に生かし、空港貨物等の流通業務用地の整備や既存工業団地の操業環境の維持・改善を図るための土地利用転換や環境整備、新規分野の企業誘致などに一体的に取り組みながら、本市の新たな活力創出に向けた産業拠点の形成を目指します。

また、仙台空港周辺地域に「仙台空港周辺地域活性化施設（仮称空の駅）」の実現を図り、東部地域のみならず市域全体の賑わいを生み出し、新たな魅力を創出します。

岩沼インターチェンジ周辺についても、広域交通の利便性を生かした新たな商工業用地としての活用を見据え、市街化区域への編入や地区計画の導入など、適正な土地利用転換に向けた取組を推進します。

沿岸部の防災集団移転跡地等については、レクリエーション施設や産業施設等の新たな土地の利活用を進めるとともに、森林等への転換を含めた実効性のある利活用を進めます。

## 第3 第2に掲げる事項達成に向けた必要な措置の概要

### 1 国土利用計画法等の適切な運用

土地基本法や国土利用計画法をはじめ、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律等、土地利用関係法の適切な運用により、土地利用が与える広域的な影響も見据えながら、周辺市町村とともに土地利用の計画的な調整を推進し、適正な土地利用の確保を図ります。

### 2 地域整備施策の推進

本市が目指す持続可能な都市づくりに向けて、都市機能や都市基盤などの整備に当たっては、既存ストックの適切な維持・管理を行いながら長寿命化に努めます。また、その有効活用に配慮するとともに、交通網、生活環境、自然環境、歴史文化、産業基盤など各地域の特性を生かしながら、各地域間で均衡のとれた総合的な地域整備施策を推進します。

### 3 市土の保全と安全性の確保

東日本大震災により甚大な被害を受けた本市においては、その教訓を生かし、誰もが安全・安心に生活できる都市づくりの実現に向けて、特に、近年頻発する豪雨による浸水被害等への備えを強化しつつ、地形など自然条件との適合性や災害対策等に配慮した適正な土地利用を図ります。

人口や産業など諸機能が集積する市街地等においては、建物の耐震化・不燃化や防災拠点の整備・充実、オープンスペースの確保やライフラインの多重化、ハザードマップ等による防災情報の周知など、防災・減災に向けた総合的な環境整備を図ります。

特に、近年頻発する豪雨災害に対する安全性強化のために、河川や水路等の排水機能の向上や非常時における避難路の確保等、災害に強い環境づくりを推進します。

また、森林地域についても、森林が持つ市土保全機能などの維持、向上を図るため、保安林の適切な管理、治山施設の整備等を進め、多様な主体との協働による森林の管理水準の向上を図ります。

### 4 環境の保全と美しい市土の形成

これからの市土利用に当たっては、地球温暖化をはじめする環境問題への

対応も求められることから、環境負荷の低減に資する脱炭素社会の構築に向けて、太陽光やバイオマス等の再生可能エネルギーの導入、公共交通機関の整備・利用促進、円滑な交通体系の構築、低炭素型物流体系の形成や経済社会システムの形成等の実現に向けた、適切な土地利用を図ります。

また、循環型社会の形成に向けて、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rを一層進めるとともに、河川や海域における水質保全、緑地保全、その他自然環境の保全に向けた土地利用制度の適切な運用に努めます。

生活環境の保全に向けては、住宅地に隣接する商業・業務用地や工業用地における騒音対策の充実や緩衝帯の配置に努め、居住系、商業系、工業系などの用途区分に応じた適正な土地利用への誘導を図ります。

海岸部においては、安全・環境・景観に配慮しながら、海岸浸食対策や海岸防災林の適正な管理等を通じて、美しい海岸の保全・再生を図ります。

郊外地域に広がる優良農地をはじめ、「貞山堀」など、本市特有の歴史的・文化的景観を構築する地域資源については、その保護と適切な管理・活用を図ります。

また、良好な環境を確保するため、事業の実施段階における環境影響評価の実施や公共事業等の位置・規模等の検討段階において、事業の特性を踏まえた環境的側面の検討など、適切な環境配慮を促進し、適正な土地利用を図ります。

## 5 土地の有効利用の促進と土地利用転換の適正化

### (1) 農地

農地については、食料自給率の向上、効率的かつ安定的な農業経営の担い手への農地の利用集積、高生産性農業の展開及び合理的水利用を図るため、高度な農業生産基盤を形成するとともに、利用度の低い農地については、多様な主体による農業参入の促進や不作付地の解消を通じた耕作放棄地の発生防止など、有効利用を図るために必要な措置を講じます。

農地の利用転換を行う場合には、農業経営の安定や地域景観に及ぼす影響、その不可逆性等に十分に配慮した上で、他の土地利用との調整を図りながら、本市の新たな活力の創出に資する都市的土地利用等への計画的な転換を図ります。

## (2) 森林

森林については、地球温暖化の抑制や水資源のかん養、健康増進、レクリエーション活動の場や自然的景観の創出など、その多面的機能が高度に発揮されるよう、周辺の土地利用状況との調整を図りながら、適切な整備・保全を行うとともに、林業の持続的かつ健全な発展を図ります。

一方、西部丘陵地の一部においては、近隣の土地利用動向を踏まえながら、災害の発生や環境の悪化など、森林が持つ公益的機能の低下防止に十分配慮して、地域経済牽引事業（地域未来投資促進法）などの用に供する将来の新たな産業用地としての活用や関連する道路などの環境整備について検討を進めます。

## (3) 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、治水及び利水機能、生態系などに留意しつつ、水資源確保や水害防止、親水空間や本市特有の景観資源といった多面的機能を保護・増進していくために、必要となる整備を図ります。

## (4) 道路

道路のうち一般道については、周辺都市を含む広域移動の円滑化に向けて、幹線道路の整備・管理を促進するとともに、市街地内における生活道路の改良や交通安全施設の整備、道路緑化などに取り組み、公共・公益施設の共同溝等への収容や電線類の地中化の検討を進めます。

農林道については、農林地の適正な保全・管理に向けて、必要に応じた計画的な整備を進めます。

## (5) 宅地

住宅地については、市民のライフスタイルの変化に対応した居住環境の整備を推進するとともに、少子高齢・人口減少社会の中にあっても子育て支援施策の充実等により、市内外から選ばれるまちを目指し、需要に応じた適正な規模での宅地供給を促進するとともに、既存住宅ストックの有効活用やユニバーサルデザインの導入等による街なか居住促進、住宅の耐震化などを通じて、持続的な利用を図ります。

既成市街地においては、安全性・防災性の向上とゆとりある快適な環境の確保に配慮しながら、住宅地の高度利用に努めます。

工業用地については、地域社会との調和、自然との調和及び環境の保全や

衛生対策の充実に配慮しながら、既存用地における操業環境の維持・向上と新規立地などの動向に対応した計画的な土地利用を図ります。

特に、仙台空港周辺においては、新たな産業用地の造成に向けて取り組み、更なる企業誘致と誘致に必要な用地の確保を図ります。また、空港周辺地域の賑わい創出や東北の玄関口としての魅力を高めるための取組を推進します。

事務所、店舗等のその他の宅地については、岩沼駅周辺や幹線道路沿道をはじめとする既存用地への機能集積と高度利用を推進します。

ただし、既成市街地内などでは、需要に対して十分な用地が確保できない場合も想定されることから、岩沼インターチェンジや国道4号周辺などの高い交通利便性と開発適地を有するエリアを対象として、新たな需要の受け皿となる必要な用地の確保を図ります。

#### (6) その他

文教施設、公園緑地、厚生福祉施設や交通施設等の公用・公共用施設用地については、既存ストックの活用を基本としながら、高齢社会の到来や行政需要の増加、市民ニーズの高度化・多様化に対応した適正配置とその用地の確保に努めます。

#### (7) 大規模土地利用

本市が目指す人口増に向けての新たな住宅地の整備や岩沼インターチェンジ周辺の都市的土地利用などには、その用地確保に向けた大規模な土地利用転換が想定されます。

大規模な土地利用転換に当たっては、岩沼市総合計画をはじめとする地域づくりの総合的な計画、公共用施設の整備や公共サービスの供給計画等との整合を前提として、事前に周辺地域も含めた十分な調査を行い、市土の保全と安全性の確保、環境の保全等に配慮しつつ、適正な土地利用の確保を図ります。

## 6 多様な主体との連携・協働による市土管理の推進

本市が将来にわたって持続可能な都市として発展していくため、従来の行政による公的な役割の発揮や土地所有者等による適切な管理に加え、土地所有者、地域住民、企業、NPO、行政等の多様な主体による連携・協働型のまちづくりを推進しながら、市街地における既存ストックの活用や農地や森

林など自然的土地利用の保全・管理活動など、適正な土地利用の管理を目指します。

## 7 市土に関する調査の推進と成果の普及啓発

土地利用の基本方針に基づいた市土の適正な利用を図るため、必要に応じて土地利用に関する調査を実施します。

また、市土の適正な利用に向けては、各種調査結果等の普及・啓発に努めながら、市民をはじめとする多様な主体による理解と協力を促し、計画の総合性及び実効性を高めるため、市民と行政の相互における各種情報の共有に努めます。

## 8 定期的な見直し

今後の市土利用をめぐる社会経済情勢の変化に対応するため、本計画策定後も定期的に計画の見直しを行います。

# 資料編

---

## 1. 国土の利用区分の定義

利用区分	定義	資料
1. 農地	農地法第2条第1項に定める農地で、耕地の目的に供される土地であつて畦畔を含む。	「宮城県の農作物統計」 (東北農政局)
2. 森林	<p>国有林及び民有林の合計である。なお、林道面積は含まない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国有林 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 林野庁所管国有林 国有林野の管理経営に関する法律第2条に定める国有林野から採草放牧地を除いたもの</li> <li>イ 官行造林地 旧公有林野等官行造林法第1条の規定に基づき契約を締結しているもの</li> <li>ウ その他省庁所管国有林 林野庁以外の国が所有している森林法第2条第1項に定める森林</li> </ul> </li> <li>・民有林 森林法第2条第1項に定める森林であつて、同条第3項に定めるもの</li> </ul>	<p>「国有林野事業統計書」</p> <p>「国有林野事業統計書」</p> <p>「世界農林業センサス林業調査報告書」</p>
3. 原野等 (原野、採草放牧地)	「世界農林業センサス林業調査報告書」の「森林以外の草生地」から「採草放牧地」又は国有林に係る部分を除いた面積、および農地以外の土地で、主として耕作、養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるもの	「世界農林業センサス林業調査報告書」
4. 水面・河川・水路	水面、河川及び水路の合計である。	
(1) 水面	湖沼(天然湖沼及び人造湖)並びにため池の満水時の水面	<p>「全国都道府県市区町村別面積調」</p> <p>「自然環境保全基礎調査」</p> <p>「ダム総覧」</p> <p>「ため池台帳」</p>
(2) 河川	河川法第4条に定める一級河川、河川法第5条に定める二級河川及び同法第100条による準用河川の同法第6条に定める河川区域	「河川現況調査」
(3) 水路	農業用排水路	
5. 道路	一般道路、農道及び林道の合計である。	
(1) 一般道路	道路法第2条第1項に定める道路	「道路統計年報」
(2) 農道	ほ場内農道及びほ場外農道の合計である。	
(3) 林道	国有林林道及び民有林林道の合計である。	

利用区分	定 義	資 料
6. 宅地	建物の敷地及び建物の維持又は効用を果たすために必要な土地である。	
(1) 住宅地	「固定資産の価格等の概要調書」の評価総地積の住宅用地に、非課税地積のうち、都道府県営住宅用地、市町村営住宅用地及び公務員住宅用地を加えたもの	「固定資産の価格等の概要調書」
(2) 工業用地	従業員 10 人以上の事業所敷地面積。	「工業統計調査」
(3) その他の宅地	「住宅地」及び「工業用地」のいずれにも該当しない宅地（事務所用地、店舗用地等）	
7. その他	市土面積から「農用地」、「森林」、「原野」、「水面・河川・水路」、「道路」及び「宅地」の各面積を差し引いたものである。	
8. 市土面積		「全国都道府県市区町村別面積調」
9. 市街地	「国勢調査」による人口集中地区（DID）である。	「国勢調査」

## 2. 利用区別土地利用面積の推移（平成23年～令和5年）

(単位:ha)

利用区分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	基準年 令和5年
農地	1,061	1,043	1,292	1,577	1,562	1,543	1,559	1,532	1,524	1,523	1,507	1,490	1,499
田	817	798	1,040	1,310	1,290	1,270	1,280	1,270	1,260	1,260	1,250	1,240	1,240
畑	244	245	252	267	272	273	279	262	264	263	257	250	259
森林	1,418	1,418	1,419	1,417	1,396	1,394	1,391	1,389	1,374	1,372	1,372	1,372	1,372
国有林	117	117	117	117	117	117	117	116	116	116	116	116	116
私有林	1,301	1,301	1,302	1,300	1,279	1,277	1,274	1,273	1,258	1,256	1,256	1,256	1,256
原野等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水面・河川・水路	549	548	562	578	579	576	577	579	578	575	578	577	577
水面	14	14	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
河川	476	476	476	476	476	476	476	476	476	476	476	476	476
水路	59	58	71	87	88	85	86	88	87	84	87	86	86
道路	381	381	393	417	416	415	413	435	441	447	448	449	451
一般道路	311	312	312	320	319	318	316	336	342	345	345	346	347
農道	66	65	77	93	93	93	93	95	95	98	99	99	100
林道	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
宅地	654	1,029	1,035	1,029	1,058	1,061	1,067	1,063	1,055	1,069	1,053	1,055	1,057
住宅地	407	510	512	508	520	523	527	529	531	532	533	535	536
工業用地	135	128	123	124	127	127	127	135	135	132	137	146	149
その他の宅地	112	391	400	397	411	411	413	389	389	405	383	374	372
その他	2,008	1,652	1,370	1,027	1,034	1,056	1,038	1,057	1,073	1,059	1,087	1,102	1,089
合計	6,071	6,071	6,071	6,045	6,045	6,045	6,045	6,045	6,045	6,045	6,045	6,045	6,045
市街地	—	—	—	—	672	—	—	—	—	731	—	—	—

注1) 面積は市と県ともに「土地利用の現況と施策の概要」(宮城県国土利用計画管理運営資料、各年4月1日現在)による。

注2) 市街地は「国勢調査」の定義による人口集中地区(DID)面積である。

### 3. 利用区分別土地利用面積構成比の推移（平成23年～令和5年）

(単位：%)

利用区分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	基準年 令和5年
農地	17.5	17.2	21.3	26.1	25.8	25.5	25.8	25.3	25.2	25.2	24.9	24.6	24.8
田	13.5	13.1	17.1	21.7	21.3	21.0	21.2	21.0	20.8	20.8	20.7	20.5	20.5
畑	4.0	4.0	4.2	4.4	4.5	4.5	4.6	4.3	4.4	4.4	4.3	4.1	4.3
森林	23.4	23.4	23.4	23.4	23.1	23.1	23.0	23.0	22.7	22.7	22.7	22.7	22.7
国有林	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9
民有林	21.4	21.4	21.4	21.5	21.2	21.1	21.1	21.1	20.8	20.8	20.8	20.8	20.8
原野等	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
水面・河川・水路	9.0	9.0	9.3	9.6	9.6	9.5	9.5	9.6	9.6	9.5	9.6	9.5	9.5
水面	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
河川	7.8	7.8	7.8	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9
水路	1.0	1.0	1.2	1.4	1.5	1.4	1.4	1.5	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4
道路	6.3	6.3	6.5	6.9	6.9	6.9	6.8	7.2	7.3	7.4	7.4	7.4	7.5
一般道路	5.1	5.1	5.1	5.3	5.3	5.3	5.2	5.6	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7
農道	1.1	1.1	1.3	1.5	1.5	1.5	1.5	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.7
林道	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
宅地	10.8	16.9	17.0	17.0	17.5	17.6	17.7	17.4	17.5	17.7	17.4	17.5	17.5
住宅地	6.7	8.4	8.4	8.4	8.6	8.7	8.7	8.8	8.8	8.8	8.8	8.9	8.9
工業用地	2.2	2.1	2.0	2.1	2.1	2.1	2.1	2.2	2.2	2.2	2.3	2.4	2.5
その他の宅地	1.8	6.4	6.6	6.6	6.8	6.8	6.8	6.4	6.4	6.7	6.3	6.2	6.2
その他	33.1	27.2	22.6	17.0	17.1	17.5	17.2	17.5	17.8	17.5	18.0	18.2	18.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
市街地	—	—	—	—	11.1	—	—	—	—	12.1	—	—	—

#### 4. 農地面積の推移と目標

(参考)宮城県

区 分	農地面積			市土面積 ha	人口 人	市土面積 に占める 農地割合 %	人口1人 当たり 農地 面積 a/人	農地 面積 ha	県土面積 に占める 農地 割合 %	人口1人 当たり 農地 面積 a/人
	田 ha	畑 ha	計 ha							
平成23年	817	244	1,061	6,071	43,774	17.5	2.42	126,186	17.3	5.46
平成24年	798	245	1,043	6,071	43,753	17.2	2.38	127,889	17.6	5.50
平成25年	1,040	252	1,292	6,071	43,800	21.3	2.95	129,713	17.8	5.57
平成26年	1,310	267	1,577	6,045	44,040	26.1	3.58	130,118	17.9	5.59
平成27年	1,290	272	1,562	6,045	44,256	25.8	3.53	129,461	17.8	5.57
平成28年	1,270	273	1,543	6,045	44,369	25.5	3.48	128,579	17.7	5.54
平成29年	1,280	279	1,559	6,045	44,275	25.8	3.52	127,752	17.5	5.52
平成30年	1,270	262	1,532	6,045	44,242	25.3	3.46	126,902	17.4	5.51
平成31年	1,260	264	1,524	6,045	43,987	25.2	3.46	126,380	17.4	5.51
令和2年	1,260	263	1,523	6,045	43,974	25.2	3.46	125,806	17.3	5.51
令和3年	1,250	257	1,507	6,045	43,870	24.9	3.44	125,440	17.2	5.52
令和4年	1,240	250	1,490	6,045	43,725	24.6	3.41	125,225	17.2	5.54
基準年 令和5年	1,240	259	1,499	6,045	43,450	24.8	3.45	124,480	17.1	5.54
目標年 令和15年	1,102	254	1,356	6,045	45,000	22.4	3.01	121,759	16.7	5.73

注1) 令和5年までの面積は、市と県ともに「土地利用の現況と施策の概要」(宮城県国土利用計画管理運営資料、各年4月1日現在)による。

注2) 令和5年までの人口は、市と県ともに住民基本台帳(各年9月末日)による。

注3) 目標年の市の人口は市が岩沼市総合計画基本構想において定めた令和15年の目標人口であり、面積は岩沼市国土利用計画(第6次)における目標値である。

注4) 目標年の県の人口および面積は県が宮城県国土利用計画(第六次)において定めた令和13年の目標人口と目標面積による。

## 5. 森林面積の推移と目標

(参考)宮城県

区分	森林面積	人口	市土面積	人口1人 当たり 森林 面積	市土面積 に占める 森林の 割合	森林面積	人口1人 当たり 森林 面積	県土面積 に占める 森林の 割合
	ha	人	ha	ha/人	%	ha	ha/人	%
平成23年	1,418	43,774	6,071	0.03	23.4	416,327	0.18	57.1
平成24年	1,418	43,753	6,071	0.03	23.4	416,327	0.18	57.1
平成25年	1,419	43,800	6,071	0.03	23.4	416,468	0.18	57.2
平成26年	1,417	44,040	6,045	0.03	23.4	416,113	0.18	57.1
平成27年	1,396	44,256	6,045	0.03	23.1	415,885	0.18	57.1
平成28年	1,394	44,369	6,045	0.03	23.1	415,655	0.18	57.1
平成29年	1,391	44,275	6,045	0.03	23.0	415,360	0.18	57.0
平成30年	1,389	44,242	6,045	0.03	23.0	414,275	0.18	56.9
平成31年	1,374	43,987	6,045	0.03	22.7	413,981	0.18	56.8
令和2年	1,372	43,974	6,045	0.03	22.7	413,521	0.18	56.8
令和3年	1,372	43,870	6,045	0.03	22.7	413,713	0.18	56.8
令和4年	1,372	43,725	6,045	0.03	22.7	413,558	0.18	56.8
基準年 令和5年	1,372	43,450	6,045	0.03	22.7	413,570	0.18	56.8
目標年 令和15年	1,367	45,000	6,045	0.03	22.6	411,581	0.19	56.5

注1) 令和5年までの面積は、市と県ともに「土地利用の現況と施策の概要」(宮城県国土利用計画管理運営資料、各年4月1日現在)による。

注2) 令和5年までの人口は、市と県ともに住民基本台帳(各年9月末日)による。

注3) 目標年の市の人口は市が岩沼市総合計画基本構想において定めた令和15年の目標人口であり、面積は岩沼市国土利用計画(第6次)における目標値である。

注4) 目標年の県の人口および面積は県が宮城県国土利用計画(第六次)において定めた令和13年の目標人口と目標面積による。

## 6. 原野等面積の推移と目標

(参考)宮城県

区 分	原野等 面積	市土 面積に 占める 割合	人口1人 当たり 原野等 面積	原野等 面積	県土 面積に 占める 割合	人口1人 当たり 原野等 面積
	ha	%	ha/人	ha	%	ha/人
平成23年	0	0.0	0.00	3,703	0.5	0.0
平成24年	0	0.0	0.00	3,703	0.5	0.0
平成25年	0	0.0	0.00	3,703	0.5	0.0
平成26年	0	0.0	0.00	3,703	0.5	0.0
平成27年	0	0.0	0.00	3,703	0.5	0.0
平成28年	0	0.0	0.00	3,755	0.5	0.0
平成29年	0	0.0	0.00	3,755	0.5	0.0
平成30年	0	0.0	0.00	3,755	0.5	0.0
平成31年	0	0.0	0.00	3,755	0.5	0.0
令和2年	0	0.0	0.00	3,880	0.5	0.0
令和3年	0	0.0	0.00	3,880	0.5	0.0
令和4年	0	0.0	0.00	3,880	0.5	0.0
基準年 令和5年	0	0.0	0.00	3,880	0.5	0.0
目標年 令和15年	0	0.0	0.00	3,755	0.5	0.0

注1) 令和5年までの面積は、市と県ともに「土地利用の現況と施策の概要」(宮城県国土利用計画管理運営資料、各年4月1日現在)による。

注2) 令和5年までの人口は、市と県ともに住民基本台帳(各年9月末日)による。

注3) 目標年の市の人口は市が岩沼市総合計画基本構想において定めた令和15年の目標人口であり、面積は岩沼市国土利用計画(第6次)における目標値である。

注4) 目標年の県の人口および面積は県が宮城県国土利用計画(第六次)において定めた令和13年の目標人口と目標面積による。

## 7. 水面・河川・水路面積の推移と目標

(参考)宮城県

区分	水面・河川・水路面積	人口	市土面積	人口千人当たりの水面・河川・水路面積	市土面積に占める割合	水面・河川・水路面積	人口千人当たりの水面・河川・水路面積	県土面積に占める割合
	ha	人	ha	ha/千人	%	ha	ha/千人	%
平成23年	549	43,774	6,071	12.54	9.0	32,382	14.02	4.4
平成24年	548	43,753	6,071	12.52	9.0	32,484	13.97	4.5
平成25年	562	43,800	6,071	12.83	9.3	32,599	14.00	4.5
平成26年	578	44,040	6,045	13.12	9.6	32,707	14.05	4.5
平成27年	579	44,256	6,045	13.08	9.6	32,886	14.14	4.5
平成28年	576	44,369	6,045	12.98	9.5	32,876	14.17	4.5
平成29年	577	44,275	6,045	13.03	9.5	32,886	14.22	4.5
平成30年	579	44,242	6,045	13.09	9.6	32,917	14.28	4.5
平成31年	578	43,987	6,045	13.14	9.6	32,895	14.34	4.5
令和2年	575	43,974	6,045	13.08	9.5	32,969	14.44	4.5
令和3年	578	43,870	6,045	13.18	9.6	32,969	14.51	4.5
令和4年	577	43,725	6,045	13.20	9.5	32,939	14.57	4.5
基準年 令和5年	577	43,450	6,045	13.28	9.5	32,912	14.66	4.5
目標年 令和15年	577	45,000	6,045	12.82	9.5	33,085	15.58	4.5

注1) 令和5年までの面積は、市と県ともに「土地利用の現況と施策の概要」(宮城県国土利用計画管理運営資料、各年4月1日現在)による。

注2) 令和5年までの人口は、市と県ともに住民基本台帳(各年9月末日)による。

注3) 目標年の市の人口は市が岩沼市総合計画基本構想において定めた令和15年の目標人口であり、面積は岩沼市国土利用計画(第6次)における目標値である。

注4) 目標年の県の人口および面積は県が宮城県国土利用計画(第六次)において定めた令和13年の目標人口と目標面積による。

## 8. 道路面積の推移と目標

(参考)宮城県

区 分	道路面積				市土面積	人口	市土面積に占める道路面積の割合	人口千人当たり道路面積	道路面積	県土面積に占める道路面積の割合	人口千人当たり道路面積
	一般道路	農道	林道	計							
	ha	ha	ha	ha	ha	人	%	ha/千人	ha	%	ha/千人
平成23年	311	66	4	381	6,071	43,774	6.3	8.70	31,888	4.4	13.81
平成24年	312	65	4	381	6,071	43,753	6.3	8.71	31,993	4.4	13.76
平成25年	312	77	4	393	6,071	43,800	6.5	8.97	32,199	4.4	13.83
平成26年	320	93	4	417	6,045	44,040	6.9	9.47	32,493	4.5	13.96
平成27年	319	93	4	416	6,045	44,256	6.9	9.40	32,620	4.5	14.03
平成28年	318	93	4	415	6,045	44,369	6.9	9.35	33,246	4.6	14.33
平成29年	316	93	4	413	6,045	44,275	6.8	9.33	33,477	4.6	14.47
平成30年	336	95	4	435	6,045	44,242	7.2	9.83	33,729	4.6	14.64
平成31年	342	95	4	441	6,045	43,987	7.3	10.03	34,411	4.7	15.00
令和 2 年	345	98	4	447	6,045	43,974	7.4	10.17	34,506	4.7	15.11
令和 3 年	345	99	4	448	6,045	43,870	7.4	10.21	34,738	4.8	15.29
令和 4 年	346	99	4	449	6,045	43,725	7.4	10.27	34,844	4.8	15.41
基準年 令和5年	347	100	4	451	6,045	43,450	7.5	10.38	34,939	4.8	15.56
目標年 令和15年	356	100	4	460	6,045	45,000	7.6	10.22	35,375	4.9	16.65

注1) 令和5年までの面積は、市と県ともに「土地利用の現況と施策の概要」(宮城県国土利用計画管理運営資料、各年4月1日現在)による。

注2) 令和5年までの人口は、市と県ともに住民基本台帳(各年9月末日)による。

注3) 目標年の市の人口は市が岩沼市総合計画基本構想において定めた令和15年の目標人口であり、面積は岩沼市国土利用計画(第6次)における目標値である。

注4) 目標年の県の人口および面積は県が宮城県国土利用計画(第六次)において定めた令和13年の目標人口と目標面積による。

## 9. 宅地面積の推移と目標

(参考)宮城県

区 分	宅地面積				人口	人口1人 当たり 宅地 面積	宅地 面積	人口1人 当たり 宅地 面積
	住宅地	工業 用地	その他の 宅地	計				
	ha	ha	ha	ha	人	m <sup>2</sup> /人	ha	m <sup>2</sup> /人
平成23年	407	135	112	654	43,774	149.40	43,165	186.9
平成24年	510	128	391	1,029	43,753	235.18	44,257	190.3
平成25年	512	123	400	1,035	43,800	236.30	45,203	194.1
平成26年	508	124	397	1,029	44,040	233.65	45,714	196.3
平成27年	520	127	411	1,058	44,256	239.06	47,294	203.4
平成28年	523	127	411	1,061	44,369	239.13	47,728	205.7
平成29年	527	127	413	1,067	44,275	240.99	47,922	207.2
平成30年	529	135	389	1,053	44,242	238.01	48,145	208.9
平成31年	531	135	389	1,055	43,987	239.84	48,244	210.3
令和2年	532	132	405	1,069	43,974	243.10	48,336	211.6
令和3年	533	137	383	1,053	43,870	240.03	48,532	213.6
令和4年	535	146	374	1,055	43,725	241.28	48,620	215.0
基準年 令和5年	536	149	372	1,057	43,450	243.27	48,676	216.8
目標年 令和15年	579	225	374	1,178	45,000	261.78	48,421	228.0

注1) 令和5年までの面積は、市と県ともに「土地利用の現況と施策の概要」(宮城県国土利用計画管理運営資料、各年4月1日現在)による。

注2) 令和5年までの人口は、市と県ともに住民基本台帳(各年9月末日)による。

注3) 目標年の市の人口は市が岩沼市総合計画基本構想において定めた令和15年の目標人口であり、面積は岩沼市国土利用計画(第6次)における目標値である。

注4) 目標年の県の人口および面積は県が宮城県国土利用計画(第六次)において定めた令和13年の目標人口と目標面積による。

## 10. その他面積の推移と目標

(参考) 宮城県

区 分	その他 面積	市土 面積	人口	市土面積 に占める その他面 積の 割合	人口1人 当たり その他 面積	その他面 積	県土面積 に占める その他面 積の割合	人口1人 当たり その他 面積
	ha	ha	人	%	m <sup>2</sup> /人	ha	%	m <sup>2</sup> /人
平成23年	2,008	6,071	43,774	33.1	0.05	74,926	10.3	324.4
平成24年	1,652	6,071	43,753	27.2	0.04	71,824	9.9	308.8
平成25年	1,370	6,071	43,800	22.6	0.03	68,695	9.4	295.0
平成26年	1,027	6,045	44,040	17.0	0.02	67,367	9.3	289.3
平成27年	1,034	6,045	44,256	17.1	0.02	66,373	9.1	285.5
平成28年	1,056	6,045	44,369	17.5	0.02	66,383	9.1	286.1
平成29年	1,038	6,045	44,275	17.2	0.02	67,070	9.2	289.9
平成30年	1,057	6,045	44,242	17.5	0.02	68,500	9.4	297.3
平成31年	1,073	6,045	43,987	17.8	0.02	68,563	9.4	298.8
令和 2 年	1,059	6,045	43,974	17.5	0.02	69,211	9.5	303.0
令和 3 年	1,087	6,045	43,870	18.0	0.02	68,957	9.5	303.5
令和 4 年	1,102	6,045	43,725	18.2	0.03	69,133	9.5	305.7
基準年 令和5年	1,089	6,045	43,450	18.0	0.03	69,772	9.6	310.7
目標年 令和15年	1,106	6,045	45,000	18.3	0.02	74,364	2.2	350.1

注1) 令和5年までの面積は、市と県ともに「土地利用の現況と施策の概要」(宮城県国土利用計画管理運営資料、各年4月1日現在)による。

注2) 令和5年までの人口は、市と県ともに住民基本台帳(各年9月末日)による。

注3) 目標年の市の人口は市が岩沼市総合計画基本構想において定めた令和15年の目標人口であり、面積は岩沼市国土利用計画(第6次)における目標値である。

注4) 目標年の県の人口および面積は県が宮城県国土利用計画(第六次)において定めた令和13年の目標人口と目標面積による。

## 11. 市街地の人口と面積

(参考)宮城県

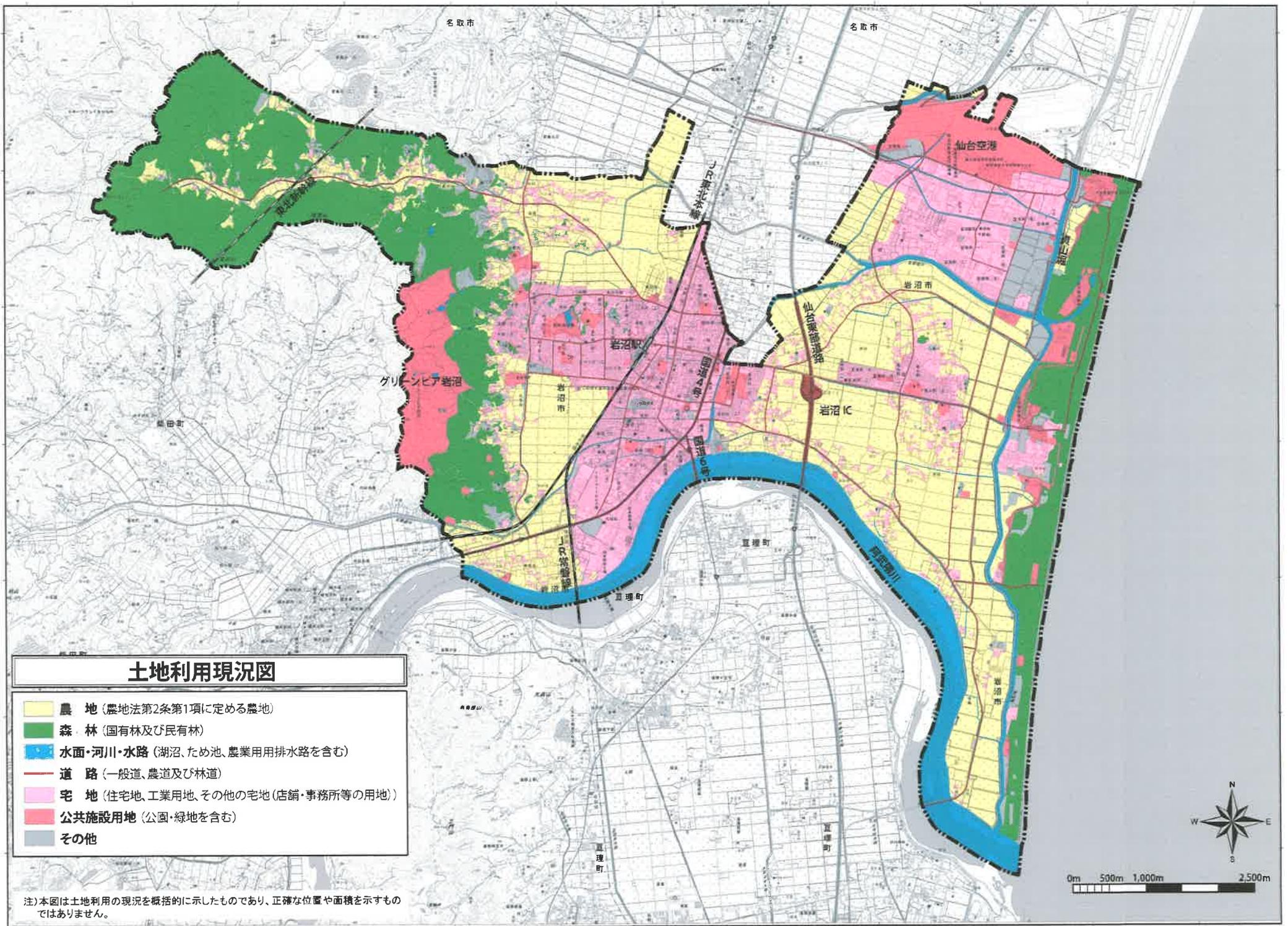
区 分	市街地 人口	市街地 面積	市街地 人口 密度	総人口	市街地 人口	市街地 人口 密度	市街地 人口
					／ 総人口		／ 総人口
	人	ha	人/ha	人	%	人/ha	%
昭和60年	20,223	430	47.0	36,519	55.4	59.6	50.7
平成2年	20,303	470	43.2	38,091	53.3	58.5	52.8
平成7年	27,404	600	45.7	40,072	68.4	58.3	56.1
平成12年	28,748	610	47.1	41,407	69.4	58.5	57.2
平成17年	31,607	634	49.9	43,921	72.0	58.4	58.1
平成22年	32,042	646	49.6	44,187	72.5	57.9	59.9
平成27年	33,812	672	50.3	44,678	75.7	58.1	64.1
基準年 令和2年	32,931	731	45.0	44,068	74.7	56.5	65.6
目標年 令和15年	33,863	753	45.0	45,000	75.3	—	—

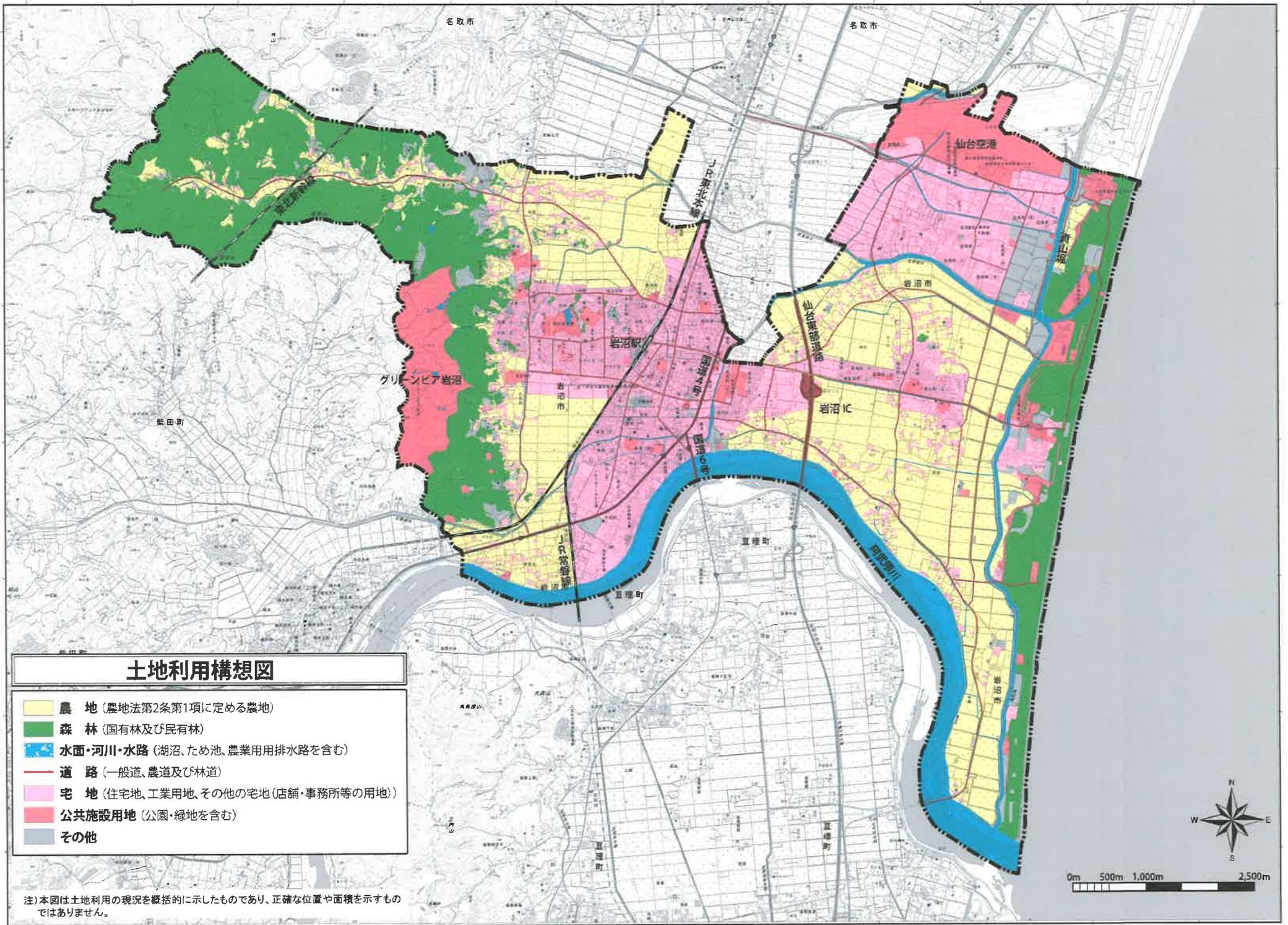
注 1) 人口および市街地面積は国勢調査による。

注 2) 目標年の総人口は、市が岩沼市総合計画基本構想において定めた令和 15 年の目標人口である。

## 12. 地目転換マトリックス表（令和5年～令和15年）

区分	基準年 令和5年	目標年 令和15年	増加	減少	増減	田	畑	森林	原野等	水面	河川	水路	一般道路	農道	林道	住宅地	工業用地	その他の宅地	その他	合計	
田	1240.0	1102.3	0.0	137.7	△ 137.7															0.0	
畑	259.0	253.8	0.0	5.2	△ 5.2																0.0
森林	1372.0	1367.3	0.0	4.7	△ 4.7																0.0
原野等 (原野・採草放牧地)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0																0.0
水面	15.0	15.0	0.0	0.0	0.0																0.0
河川	476.0	476.0	0.0	0.0	0.0																0.0
水路	86.0	86.0	0.0	0.0	0.0																0.0
一般道路	347.0	355.7	9.0	0.3	8.7	6.3	2.5									0.1		0.1			9.0
農道	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0																0.0
林道	4.0	4.0	0.0	0.0	0.0																0.0
住宅地	536.0	579.3	44.3	1.0	43.3	42.0	1.9						0.1						0.3		44.3
工業用地	149.0	225.4	76.4	0.0	76.4	73.5													2.9		76.4
その他の宅地	372.0	373.8	5.1	3.3	1.8	5.1															5.1
その他	1089.0	1106.4	17.4	0.0	17.4	10.8	0.8	4.7					0.2			0.9					17.4
合計	6045.0	6045.0	152.2	152.2	0.0	137.7	5.2	4.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0	0.0	1.0	0.0	3.3	0.0		0.0





岩沼市国土利用計画（第六次）

令和8年3月

発行／岩沼市政策部まちづくり政策課

岩沼市桜一丁目6番20号 電話：0223-23-0199

ホームページ：<https://www.city.iwanuma.miyagi.jp>